

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の
整備運営事業

落札者決定基準

令和3年8月20日
三重県

— 目 次 —

第1章 本書の位置づけ	1
第2章 事業者選定の概要	1
1. 事業者選定方式.....	1
2. 事業者選定方法.....	1
3. 事業者の決定方法.....	1
4. 事業者選定の体制.....	2
第3章 審査の手順	3
1. 入札参加資格審査（第一次審査）.....	3
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	3
第4章 審査内容	4
1. 入札参加資格審査（第一次審査）.....	4
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	4
第5章 性能評価点・価格評価点	6
1. 性能評価点の配点方針.....	6
2. 性能評価点の評価方法.....	6
3. 価格評価点の得点化方法.....	6
第6章 性能評価点の評価項目及び配点	7
第7章 落札者の決定	7
1. 落札資格の確認、落札者の決定.....	7
2. 結果及び評価の公表.....	7
3. 落札者を決定しない場合の措置.....	7

第1章 本書の位置づけ

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、三重県（以下「県」という。）が、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、入札参加者へ公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案および価格提示を行った入札参加者（以下「落札候補者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2章 事業者選定の概要

1. 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、入札金額とともに、事業遂行能力、設計・建設能力、及び維持管理・運営能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2. 事業者選定方法

事業者の選定は二段階の審査により実施する。第一次審査は入札参加資格審査、第二次審査は提案内容審査（入札価格の適格審査、必須項目審査、加算項目審査、総合評価点の算定）を行う。

3. 事業者の決定方法

県は、落札候補者に対し落札資格審査を実施し、落札資格を満たす場合において落札者（事業者）とする。

4. 事業者選定の体制

審査にあたっては、県が設置した三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された提案資料の審査を行い、落札候補者を選定する。

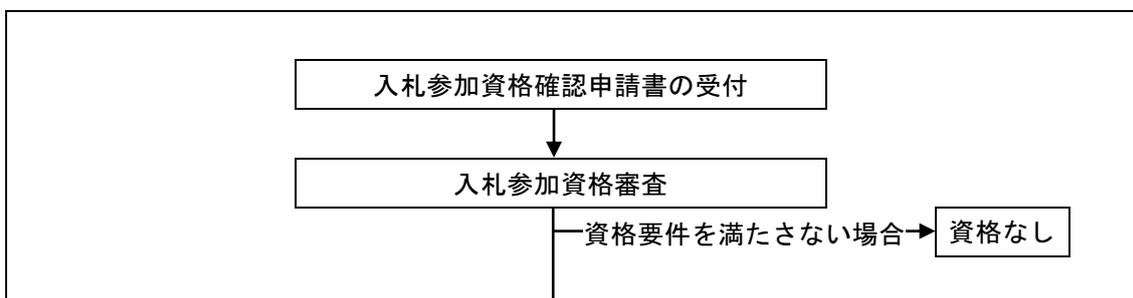
なお、下表の8名の委員で構成される選定委員会は「附属機関等の会議の公開に関する指針（三重県 平成11年12月24日制定）」の「第3 会議の公開の基準」に示される規定に基づき、原則公開とするが、事業者のノウハウに係る提案内容の保護、公正な審査、公開前入札情報の保護の観点から、同指針第3ただし書きにより、一部もしくは全部非公開となることがある。

委員長	横山 幸司	滋賀大学 経済学部教授・社会連携センター長
委員	加納 白一	中部PFI/PPP研究会理事・事務局長
〃	板谷 明美	三重大学大学院 生物資源学研究科 准教授
〃	佐野 仁美	鈴鹿市立飯野小学校 校長
〃	白木原 香織	鈴鹿工業高等専門学校 機械工学科 准教授
〃	田端 千夏子	三重大学大学院 工学研究科 准教授
〃	山崎 智博	公認会計士
〃	山本 幹	日本ボーイスカウト三重連盟 理事長

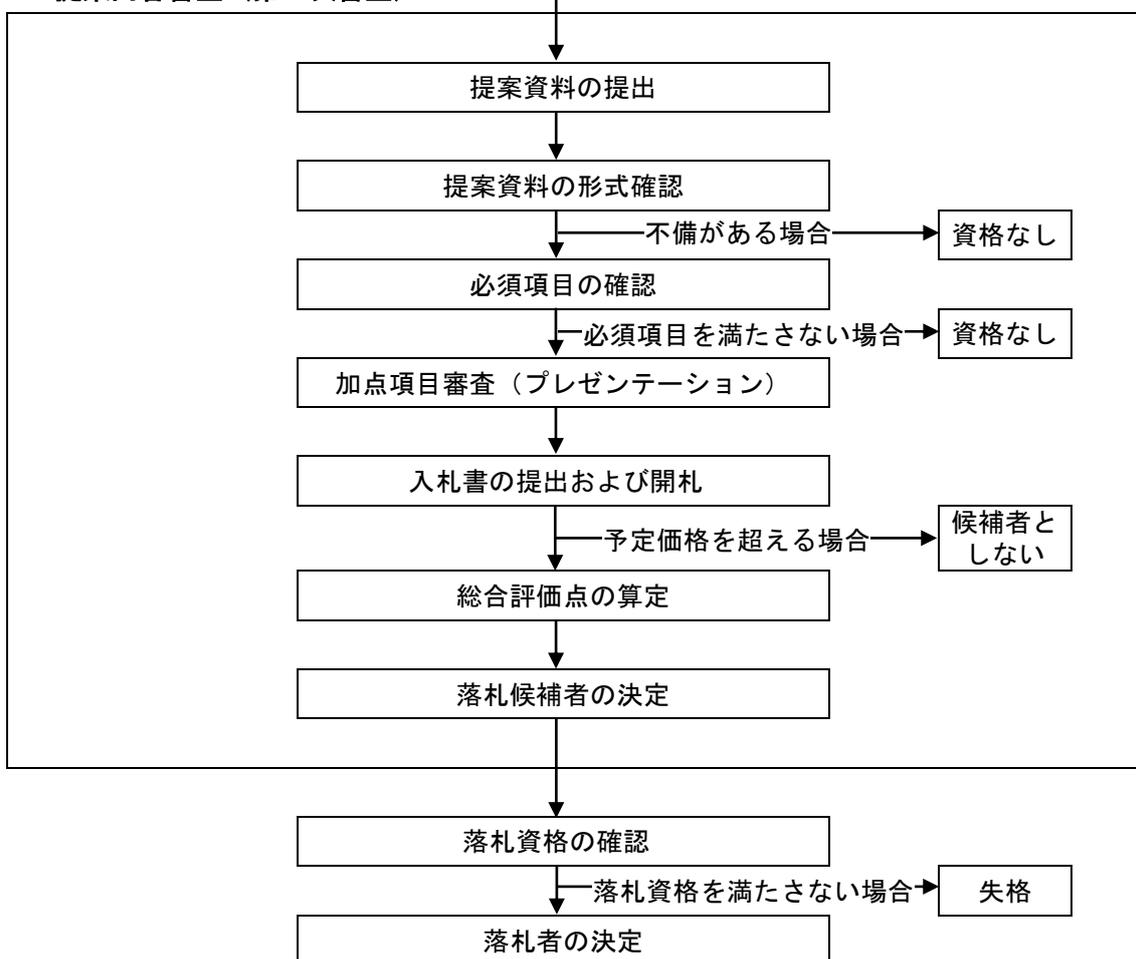
第3章 審査の手順

本事業における審査の手順は以下のとおりとする。

1. 入札参加資格審査（第一次審査）



2. 提案内容審査（第二次審査）



第4章 審査内容

1. 入札参加資格審査（第一次審査）

第一次審査は、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、参加「資格なし」とする。

なお審査結果は書面にて通知を行う。

2. 提案内容審査（第二次審査）

(1) 提案資料の形式確認

第二次審査では提出された提案資料の形式を確認し、様式集に記載した提出すべき書類が全て揃っていることを確認する。提案資料に不備がある場合は、必須項目の確認に進む「資格なし」とする。

(2) 必須項目の確認

第二次審査では入札参加者の提出した提案資料の内容が、県が必須とする項目（要求水準書等において必須としている項目）を全て充足しているかの確認を行う。提案資料の内容が必須項目を満たさない場合は加点項目審査に進む「資格なし」とする。なお、必須項目の内容は以下のとおりとする。

- 1) 要求水準書を全て満たしていること。
- 2) 様式集に示す提案資料作成に関する条件について違反のないこと。

(3) 加点項目審査

第二次審査では、必須項目の確認を通過した入札参加者の提案資料に対し、加点項目審査を行い、性能評価点を付与する。性能評価点は本書に示す評価項目ごとに5段階で評価し、全体で750点満点とする。

(4) 入札価格の適格審査

必須項目の確認を通過した入札参加者は、県に指定された日において所定の場所において入札書を提出する。県は提出された入札書に対し入札価格の適格審査を行い、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札金額が予定価格を超えている場合、当該入札参加者は落札候補者とししない。

(5) 価格評価点の算出

県は、入札価格の適格審査を通過した者に対し、本書に示す算定式に基づき、価格評価点を付与する。なお、価格評価点は250点満点とする。

(6) 総合評価点の算定

選定委員会は、加点項目審査により付与した性能評価点と、第5章に示す計算式に基づき算出された価格評価点の合計値である総合評価点が最も高い者を落札候補者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点} + \text{価格評価点}$$

(7) 総合評価点と同点の者が存在する場合の措置

総合評価点と同点の者が存在する場合は、性能評価点が高い者を落札候補者として選定し、性能評価点も同点の場合は、該当者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

第5章 性能評価点・価格評価点

1. 性能評価点の配点方針

性能評価点の評価項目は、県が本事業において提案を特に期待する内容を示すものであり、配点はその重みを示すものである。なお、配点の概要は下表のとおりとする。

項目	配点
性能評価点	750点
ア 事業計画に関する事項	180点
イ 設計・建設に関する事項	180点
ウ センターの運営・維持管理業務に関する事項	140点
エ 森公園の運営・維持管理業務に関する事項	140点
オ 公募対象公園施設等に関する事項	110点
価格評価点	250点
総合評価点	1,000点

2. 性能評価点の評価方法

性能評価点の評価方法は、本書の「第6章 性能評価点の評価項目及び配点」に示す評価項目について、下表に示す5段階評価を行い、得点化する。

評価	判断基準	得点化方法
A	実現性が高く、的確な提案がなされ、優れている	配点×1.00
B	実現性が高く、的確な提案がなされ、概ね優れている	配点×0.75
C	実現性が高く、的確な提案がなされ、良好である	配点×0.50
D	実現性が高く、的確な提案がなされ、概ね良好である	配点×0.25
E	その他（要求水準を満たす程度）	配点×0.00

なお、性能評価点の評価項目「オ⑤」は以下の考え方により得点を付与する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{得点} = 5 \text{点 (配点)} \times (\text{最も安い県負担額} \div \text{提案する県負担額})$$

3. 価格評価点の得点化方法

入札参加者の価格評価点は、以下の考え方により得点を付与する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{点} \times \{1 - (\text{入札価格} / \text{評価基準額})\}$$

第6章 性能評価点の評価項目及び配点

本事業における性能評価点の評価項目及び配点は本書の別紙を参照すること。

第7章 落札者の決定

1. 落札資格の確認、落札者の決定

県は、落札候補者に対し落札資格（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。落札資格の確認の結果、1項目でも当該資格を満たしていない場合は、「失格」とする。

県は落札候補者が落札資格を満たしている場合、落札候補者を落札者として決定する。

2. 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を県ホームページ等で公表する。

3. 落札者を決定しない場合の措置

本書に示す落札者決定の手続きの結果、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を県のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合は、入札を中止または延期する場合がある。